# 川口市立医療センター自動販売機設置運営に係るプロポーザル実施要項

#### 1 目 的

この要項は、職員、患者等が快適な生活を送るため、自動販売機設置運営について、次の とおり運営事業者(以下、「事業者」という)を公募型プロポーザル方式で選考するため、 その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要 川口市立医療センター自動販売機設置運営

3 業務内容 別添「仕様書」のとおり

4 実施形式 選 定:公募型プロポーザル方式(書類選考方式)

許可形式: 行政財産目的外使用許可による

5 運営許可(行政財産目的外使用許可)の期間

(1)運営許可期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(初年度は令和7年3月31日まで)とし、許可申請は年度毎に行う。

(2)次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消し又は変更するものとする。

ア 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。

イ 許可条件に反する行為があると認められるとき。

6 スケジュール

(2)質疑受付期間 6月26日(水)から7月3日(金)

 (3)質問回答期限
 7月 5日(金)

 (4)企画提案書提出締切日
 7月12日(金)

 (5)辞退届締切日
 7月12日(金)

(6)選考結果通知 8月下旬までに通知

### 7 参加要件

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。
  - ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
    - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に 掲げる者
- (2)川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置

- の期間中でないこと。
- (3)川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年 法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (7)提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 市施設、病院等の公共機関への導入実績があること。
- (9)川口市内またはその近隣に事業所(営業所を含む)を持ち、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対処できること。

### 8 プロポーザルに係る日程及び提出資料

- (1)質問及び回答について
  - ア 提出書類 質問書(様式4号)
  - イ 提出方法 「10 問い合わせ先」あてメール及び FAX にて提出する。
  - ウ 期 間 令和6年6月26日(水)から7月3日(水)※必着
  - エ 応 答 令和6年7月5日(金)までに川口市立医療センターHPに掲載する。
  - オ そ の 他 ロ頭・電話による質問は受け付けない。また、本プロポーザルと直接関係のない質問、単なる意見表明及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等には回答しない。

#### (2)企画提案書の提出について

### ア 提出書類

No.	提出書類	部数	備考
1	プロポーザル参加申込書 (様式1号)	1部	
2	会社概要(様式2号)	1 部	
3	法人登記簿	1 部	発行から3か月以内のもの。
4	納税証明書	1 部	発行から3か月以内のもの。
5	企画提案書	10部	電子データを記録した DVD-R を
			1部提出すること。

	【企画提案書内容】	
	・運営計画書 (様式3号)	
	・設置機のカタログ	設置予定の自動販売機、
		販売品目、寸法等のわかるもの
	・災害時の提供方法	// · 本· 华
	• 転倒防止機能	任意様式 ※カタログに十分な情報が含まれている
	・省エネ機能	ペルクロクに十分な情報が含まれている     場合は不要。
	・故障・クレーム等の対応	物口『は小女。

- イ 提出期間 令和6年7月12日(金)まで ※必着
- ウ 提出方法 「10 問い合わせ先」あて郵送又は持参とする。
- エ 提出部数 「ア 提出書類」に記載のとおり。

提出書類の規格はA4版とする。ただし、A3版の資料を提出する場合は、折込みすることで可とする。

- オ 備 考 プレゼンテーションは実施しない。
- (3)参加表明後の申し込み取り消し手続き(辞退)について
  - ア 提出書類 辞退届 (様式5号)
  - イ 提出期間 令和6年7月12日(金)まで ※必着
  - ウ 提出方法 「10 問い合わせ先」あて郵送又は持参とする。

### (4)選定基準について

### ア 選定基準

評価項目	評価内容	配点
運営実績	運営実績 市施設、病院での設置実績	
販売内容	販売品目	30
	災害時の提供方法	5
	転倒防止機能	5
(年)	省エネ機能	5
運営体制	在庫補充、ゴミ回収・清掃、メンテナンス対応	5
	故障・クレーム対応	5
	追加提案	10
提案使用料率	提案使用料率	
	詳細は仕様書「5-(7)提案使用料率、支払について」を	

#### イ 選定方法

① 当院職員にて構成する「川口市立医療センター自動販売機設置プロポーザル式事

業者選定委員会」が企画提案書の内容に基づき審査を行う。

- ② 評価点が同点となった場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
- ウ 結果通知 令和6年8月下旬までに参加者に書面にて通知するとともに、川口市立 医療センターHP に掲載する。

### (5)選定の取り消しについて

次の事項のいずれかに該当する者は失格とするとともに、参加申込書及び企画提案書を 無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

### 9 その他

- (1)提出された書類は、返却しない。
- (2)提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外に使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 書類の内容について、確認及び問い合わせを行う場合がある。
- (4)書類の作成、提出に要する費用等は事業者の負担とする。
- (5) 書類提出後の記載内容の追加及び変更は、当院から指示がある場合を除き、認めない。
- (6) 選定された事業者は、使用許可財産を転貸、使用権の譲渡をしてはならない。
- (7) 本要項に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

# 10 問い合わせ先

- (1)担当部署 川口市立医療センター事務局管理課施設係(執務室:地下1階)
- (2)住 所 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿180
- (3) 電話番号 048-287-2525 (代表)
- (4) FAX 番号 048-280-1528
- (5)アドレス s. kawamura アット city. kawaguchi. saitama. jp (アットを@に変えて送付してください)